

平成 27 年 2 月 17 日

各 位

西京銀行

「自己宛小切手（預金小切手）*」による特殊詐欺被害防止対応について

西京銀行は、振込め詐欺等の特殊詐欺を未然に防止するため、ご高齢のお客さまが窓口等で多額の現金のお引出しを希望される場合、「自己宛小切手（預金小切手）」のご利用をお勧めする取組みを下記のとおり開始いたしましたので、お知らせします。

記

1. 取組内容

ご高齢のお客さまが多額の現金のお引出しを希望される場合、「自己宛小切手（預金小切手）」のご利用をお勧めいたします。

なお、その際の発行手数料は無料です。

2. 開始日

平成 27 年 2 月 17 日（火）

3. 実施店舗

全営業店

* 「自己宛小切手（預金小切手）」とは、

- 銀行が自らを支払人として振り出す小切手です。受取人が現金化する際は、取引先の金融機関の口座に入金するよう取立依頼をする必要があります。このため、現金化には時間を要することに加え、この時間に支払相手を特定できる可能性が高いことから、万が一、詐欺に遭われても被害防止と犯人逮捕につながります。

以 上